

一、相关新法令、新政策

- [关于纳税人资产重组有关增值税政策问题的批复](#)

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2009〕585号

【发布日期】2009-10-21

【提示】纳税人在资产重组过程中将所属资产、负债及相关权利和义务转让给控股公司，但保留上市公司资格的行为，不属于整体转让企业产权行为。其资产重组过程中涉及的应税货物转让行为，应缴纳增值税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9306266.html>

- [本市贯彻《钢铁产业调整和振兴规划》《有色金属产业调整和振兴规划》实施方案（上海）](#)

【发布单位】上海市人民政府

【发布文号】沪府发〔2009〕52号

【发布日期】2009-10-09

【实施期限】2009年-2011年

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19848.html>

- [本市贯彻《轻工业调整和振兴规划》《纺织工业调整和振兴规划》实施方案（上海）](#)

【发布单位】上海市人民政府

【发布文号】沪府发〔2009〕53号

【发布日期】2009-10-09

【实施期限】2009年-2011年

【提示】该实施方案包括总体要求、重点行业、重点任务、政策措施和组织实施五部分。其中重点行业包括食品、家用电器、日用化工、工艺旅游纪念品、文体用品、包装印刷、服务纺织等七个行业。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19849.html>

- [关于本市开展粉尘与高毒物品危害治理专项行动的通知（上海）](#)

【发布单位】上海市安全生产监督管理局

【发布文号】沪安监管职安〔2009〕141号

【发布日期】2009-09-23

一、関連する新法令、新政策

- [納税者資産再編に関する増値税政策についての回答書](#)

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函〔2009〕585号

【発布日】2009-10-21

【コメント】納税者が資産再編の過程で自己の資産、負債及び係る権利と義務を支配会社に譲渡するが、上場会社の資格を留保する行為は、企業資産権の全てを譲渡する行為には該当しない。その資産再編過程で発生する課税貨物譲渡等の行為には、増値税が課される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9306266.html>

- [上海市「鋼鉄産業の調整及び振興計画」\(非鉄金属産業調整及び振興計画\)貫徹实施方案\(上海\)](#)

【発布機関】上海市人民政府

【発布番号】滬府発〔2009〕52号

【発布日】2009-10-09

【施行日】2009年-2011年

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19848.html>

- [上海市「軽工業調整及び振興計画」\(紡織工業調整及び振興計画\)貫徹实施方案\(上海\)](#)

【発布機関】上海市人民政府

【発布番号】滬府発〔2009〕53号

【発布日】2009-10-09

【施行日】2009年-2011年

【コメント】本実施方案には、总体要求、重点業種、重点任务、政策措置及び組織実施の5つの部分が含まれる。そのうち、重点業種には、食品、家電、日用化学工業、工藝観光土産物、文化レクリエーション・スポーツ用品、包装印刷、サービス紡織の7つの業種が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai19849.html>

- [上海市が粉塵及び高毒物の危険性又は有害性の管理個別行動を実施することについての通知\(上海\)](#)

【発布機関】上海市安全生産監督管理局

【発布番号】滬安監管職安〔2009〕141号

【発布日】2009-09-23

【提示】根据该通知，此次专项行动的重点范围是石材加工、五金电镀、电子制造、装饰材料加工等生产企业，特别是涉及电焊作业的金属制品（钢结构）制造业、铅蓄电池制造业以及苯系有机溶剂作业、密闭空间作业等产生粉尘和使用高毒物品的作业种类或场所。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/200909/t20090928_6378.html

- [《关于深化完善上海口岸“5+2天”通关工作制的若干措施》及《完善优化“一门式”口岸通关服务中心布局方案》（上海）](#)

【发布单位】上海市口岸服务办公室

【发布日期】2009-09-27

【提示】《关于深化完善上海口岸“5+2天”通关工作制的若干措施》提出了6项完善上海口岸“5+2天”通关工作制的措施；《完善优化“一门式”口岸通关服务中心布局方案》对“一门式”口岸通关服务中心布局的现状、总体设想和近期主要任务进行了规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.siffa.org/zxdt/hyxx_detail.asp?id=4677

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [《中华人民共和国货物进出口管理条例》（修订稿）内部征求意见](#)

为完善对外贸易立法体系，适应国际贸易发展的新形势，商务部草拟了[《中华人民共和国货物进出口管理条例》（修订稿）](#)及其[修订说明](#)，目前正在向各级商务部门内部征求意见。主要修订内容包括：

1. 完善对外贸易经营者备案登记管理制度；
2. 完善货物进出口管理制度；
3. 完善国营贸易管理规定；

【コメント】本通知によると、この度の個別行動の重点範囲は、石材化工、金物電気メッキ、電子製造、裝飾物材料加工等の生産企業であり、とりわけ電気溶接作業を行う金属製品（鉄骨構造）製造業、鉛蓄電子製造業及びベンゼン類有機溶解作業、密閉空間の作業等の粉塵が発生し、高毒物を使用する作業の種類又は場所が重点対象となる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.shsafety.gov.cn/zfxxgk/200909/t20090928_6378.html

- [「上海検問所の『5+2 日』通関作業制の整備を推進することの若干の措置」及び「『ワンストップ式』検問所通関サービスセンター配置最適化整備方案」\(上海\)](#)

【発布機関】上海市口岸服務弁公室

【発布日】2009-09-27

【コメント】「上海検問所の『5+2 日』通関作業制の整備を推進することの若干の措置」では、6 項目の上海検問所の「5+2 日」通関作業制を整備する措置を打ち出しており、「『ワンストップ式』検問所通関サービスセンター配置最適化整備方案」は、「ワンストップ式」検問所通関サービスセンター配置の現状、全体構想及び最近の主な任務について規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.siffa.org/zxdt/hyxx_detail.asp?id=4677

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

- [「中華人民共和國貨物輸出入管理条例」\(改正案\)が内部で意見を聴取する](#)

対外貿易立法体系を整備し、国際貿易発展の新たな情勢に適応するよう、商務部は「[中華人民共和國貨物輸出入管理条例](#)」(改正案)及びその改正の説明を起草し、現在、各級の商務部門に対し、内部意見を聴取している。主な修正内容は次のとおりである。

1. 対外貿易経営者届出登記管理制度の整備
2. 貨物の輸出入管理制度の整備
3. 国营貿易管理規定の整備

4. 完善货物进出口秩序管理;
5. 完善法律责任制度。

(里兆律师事务所 2009 年 10 月 30 日整理编写)

● 《环境行政处罚办法(修订草案)》征求意见

为进一步规范环境行政处罚行为,推进依法行政,环境保护部提出了《环境行政处罚办法(修订草案征求意见稿)》,并向相关部门征求意见。

(里兆律师事务所 2009 年 10 月 30 日整理编写)

● 国家标准《危险货物分类及品名编号》(修订草案)征求意见

日前,交通运输部水运局公布国家标准《危险货物分类及品名编号》(GB 6944-2005)修订草案,并向有关单位征求意见(截止日期为 2009 年 12 月 15 日)。该标准适用于危险货物运输、储存、生产、经营、使用和处置。其中,危险货物危险性的先后顺序和危险货物分类两章为强制性国家标准,其他部分为推荐性国家标准。

(里兆律师事务所 2009 年 10 月 30 日整理编写)

● 《个人贷款管理暂行办法》公开征求意见

日前,中国银行业监督管理委员会发布《个人贷款管理暂行办法(征求意见稿)》,并公开征求意见(截止日期为 2009 年 11 月 19 日)。根据该意见征求稿,贷款人不得发放无指定用途的个人贷款。

(里兆律师事务所 2009 年 10 月 30 日整理编写)

● 关于外国人在中国兼职工作的简要分析

实践中,经常出现由某一外籍员工同时在两个或两个以上关联企业兼职工作的情形,中国法律对于外国人在中国兼职工作有相关的法律规定,本文对此进行如下简要分析。

■ 外国人在中国兼职工作的法律可行性

基于下述原理和规定,外国人在中国兼职工作的法律可行性,总体来讲,比较复杂:

1. “董事、监事与公司股东系信托关系,董事、监事与公司不是劳动关系”(法律原

4. 貨物輸出入秩序管理の整備
5. 法的責任制度の整備

(里兆法律事務所が 2009 年 10 月 30 日付で作成)

● 「環境行政処罰弁法(改正草案)」が意見を募集している

環境行政処罰行為をいっそう規範化し、法に照らした行政を推進するため、環境保護部は「環境行政処罰弁法(改訂草案意見募集案)」を打ち出し、関係部門に意見を聴取している。

(里兆法律事務所が 2009 年 10 月 30 日付で作成)

● 国家基準「危険貨物分類及び品名番号」(改正草案)が意見を募集する

先頃、交通輸送部水運局は、国家基準「危険貨物分類及び品名番号」(GB 6944-2005)改正草案を公布し、関係機関から意見を聴取している(締切日は 2009 年 12 月 15 日まで)。当該基準は、危険貨物の輸送、貯蔵保管、生産、経営、使用及び処分に適用される。そのうち、危険貨物の危険性の優先順位及び危険分類 2 章を強制性国家基準とし、その他の部分は推薦性国家基準となる。

(里兆法律事務所が 2009 年 10 月 30 日付で作成)

● 「個人貸付管理暫定弁法」がパブリックコメントを募集する

先頃、中国銀行業監督管理委員会は、「個人貸付管理暫定弁法(意見募集案)」を公布し、パブリックコメントを募集する(募集締切日は 2009 年 11 月 19 日まで)。本意見募集案によると、貸付人は指定用途のない個人貸付を行ってはならない。

(里兆法律事務所が 2009 年 10 月 30 日付で作成)

● 外国人の中国における兼職についての簡潔な分析

実践においては、一人の外国籍従業員が同時に 2 つ及び 2 つ以上の関連企業で兼職を行うという状況はよくみられ、中国の法律では外国人の中国での兼職について係る法律の規定があり、本文では、本件につき以下のとおり簡潔に分析する。

■ 外国人が中国で兼職することの法的な実行可能性

以下の原理及び規定に基づくと、外国人が中国で兼業することの法的な実行可能性は、全体的にみると、相対的に複雑である。

1. 「董事、監事と会社出資者は信託関係であり、

- 理);
2. “董事、高级管理人员不得兼任监事” (《公司法》第 52 条、第 118 条);
 3. “未经股东会或者股东大会同意, 董事、高级管理人员*不得自营或者为他人经营与所任职公司同类的业务”(《公司法》第 149 条);
 4. “外国人在中国就业的用人单位必须与其就业证所注明的单位相一致”(《外国人在中国就业管理规定》第 24 条; 即, 在国家层面, 法律原则上禁止外国人在中国境内的两个或两个以上企业中兼职工作);
 5. “外国人只能在其就业证上注明的单位就业, 不得在其他单位兼职工作。属境外投资方派遣, 在同一投资方举办的几家企业中兼职的除外...” (上海《关于贯彻〈外国人在中国就业管理规定〉的若干意见》第 20 条; 即, 在地方层面, 有一些例外情形, 以上海为例, 外国人可以在同一境外投资方投资的几家关联企业中兼职工作, 但据律师了解, 北京、江苏、浙江等地并无类似例外);
 6. 其他相关原理和规定。

※“高级管理人员”, 是指总经理、副总经理、财务负责人、上市公司董事会秘书和公司章程规定的其他高级管理人员。

■ 外国人在中国兼职工作的可行性简明示意图

基于上述原理和规定, 结合律师以往的实务经验, 对于外国人在中国兼职工作的一些常见情形, 律师简要汇总并说明如下:

| | | B 公司 | | | | | | | | | | | |
|------|-----|------|----|----|-----|------|-------|---------|----|------|------------|----------|------------|
| | | 董事长 | 董事 | 监事 | 总经理 | 副总经理 | 财务负责人 | 财务负责人外部 | 经理 | 一般员工 | 常驻代表机构首席代表 | 常驻代表机构代表 | 常驻代表机构一般员工 |
| A 公司 | 董事长 | △ | △ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 董事 | △ | △ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 监事 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 总经理 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |

董事、监事与会社は労働関係ではない(法原理)

2. 「董事、高級管理職は監事を兼任してはならない」(「会社法」第 52 条、第 118 条)
3. 「出資者会又は株主総会の同意を得ずに、董事、高級管理職※は、在任中の会社と同類の業務を自ら経営し又は他人のために経営してはならない」(「会社法」第 149 条)
4. 「外国人が中国で就業する場合の雇用者は、必ずその者の就業証に注記される機関と一致していなければならない」(「外国人在中国就業管理規定」第 24 条。即ち、国レベルでは、法律では原則として、外国人が中国国内の 2 つ又は 2 つ以上の企業にて兼職することを禁止している)
5. 「外国人は、その就業証に注記された機関でしか就業できず、その他の機関で兼職してはならない。国外の出資者に派遣される場合で、同一の出資者が設立し運営する複数の企業で兼職するケースは除き…」(上海『「外国人在中国就業管理規定」を貫徹することについての若干の意見」第 20 条。即ち、地方レベルでは、幾つかの例外的状況があり、上海を例に挙げるならば、外国人は同一の国外の出資者が出資した複数の関連企業において兼職することができる」とされているが、筆者が把握する限りでは、北京、江苏、浙江等の地域では類似する例外が認められているわけではない)
6. その他の関係する原理及び規定。

※「高級管理職」とは、総経理、副総経理、財務責任者、上場会社董事会秘書及び会社定款に定めるその他的高级管理職をいう。

■ 外国人が中国で兼職することの实行可能性に関する簡明な略図

以上の原理及び規定に基づき、尚且つ筆者のこれまでの実務経験とあわせ、外国人が中国で兼職する場合のよく見られる状況について、以下のとおり簡潔にまとめ、説明する。

| | | B 社 | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|----|-----|------|-------|---------|------------|-------|-------------|-----------|--------------|
| | | 董事长 | 董事 | 监事 | 総経理 | 副総経理 | 財務責任者 | 財務責任者外部 | 經理(マネージャー) | 一般従業員 | 駐在員事務所の首席代表 | 駐在員事務所の代表 | 駐在員事務所の一般従業員 |
| A 社 | 董事长 | △ | △ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 董事 | △ | △ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 监事 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 総経理 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 副總經理 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| 財務負責人 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| 財務負責人以外部長 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 經理 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 一般員工 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 常駐代表機構首席代表 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 常駐代表機構代表 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 常駐代表機構一般員工 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

备注:

1. 标记说明

○ 可以

▲ 可以，但需符合以下两个条件:

1) 如果 A 公司与 B 公司经营的是同类业务，需要其担任董事长、董事、总经理、副总经理、财务负责人的公司的股东大会的同意。（如果同时在 A 公司与 B 公司担任该等职务，需要 A 公司与 B 公司的股东大会都同意。未设股东大会的需要所有股东同意。）如果 A 公司与 B 公司经营的不是同类业务，那么，本项条件可忽视（或理解为，本项条件已满足）。

2) A 公司与 B 公司均注册在上海（或允许类似上海规定的例外情形的地方），且属于同一投资方出资兴办的企业。

△ 可以，但需符合上述条件 1)。

● 可以，但需符合上述条件 2)。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 副總經理 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| 財務責任者 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |
| 財務責任者以外部長 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 經理 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 一般従業員 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 駐在員事務所の首席代表 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 駐在員事務所の代表 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 駐在員事務所の一般従業員 | △ | △ | ○ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

備考:

1. マークの見方

○ 兼職可能である。

▲ 兼職可能だが、次の 2 つの条件を満たさなければならない。

1) A 社と B 社が同類の業務を取り扱う場合、その者が董事長、董事、總經理、副總經理、財務責任者を担当する会社の出資者の同意が必要となる。（もしも同時に A 社と B 社でこれら役職を担当する場合、A 社と B 社の出資者がいずれも同意しなければならない。出資者を設置していない場合は、すべての出資者の同意を必要とする。）A 社と B 社が同類の業務を取り扱わない場合、本条件は無視してよい（又は、本条件はすでに満たしたと理解することができる）。

2) A 社と B 社がいずれも上海（又は上海で定めているような例外的状況を認める地域）に登録しており、尚且つ同一の出資者が出資設立し運営する企業である。

△ 兼職可能だが、上記条件 1) を満たさなければならない。

● 兼職可能だが、上記条件 2) を満たさなければならない。

2. 其他

章程、合资合同、劳动合同等对“高级管理人员的定义”、“竞业禁止”、“兼职”等有特别规定（以不违反前述法律规定为前提）的，按特别规定执行。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《外国人在中国就业管理规定》

<http://www.laodongfa.com/search/lawcontent.asp?id=22>

《关于贯彻〈外国人在中国就业管理规定〉的若干意见》（上海）

<http://wsbs.shwjzx.12333sh.gov.cn/info.issue.issueAction.do;jsessionid=F10567041DE2EEDCE134B0973135C1E4?method=viewPage&issueId=907>

《中华人民共和国公司法》

http://www.gov.cn/flfg/2005-10/28/content_85478.htm

《中华人民共和国劳动合同法》

http://www.molss.gov.cn/gb/news/2007-06/30/content_184630.htm

（里兆律师事务所 2009 年 10 月 30 日整理编写）

2. その他

定款、合併契約、労働契約等で、「高級管理職の定義」、「競業禁止」、「兼職」等について特別な規定（前記した法律の規定に違反しないことを前提とする）がある場合は、特別な規定に基づき執行する。

備考：

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「外国人在中国就業管理規定」

<http://www.laodongfa.com/search/lawcontent.asp?id=22>

「『外国人在中国就業管理規定』を貫徹することについての若干の意見」（上海）

<http://wsbs.shwjzx.12333sh.gov.cn/info.issue.issueAction.do;jsessionid=F10567041DE2EEDCE134B0973135C1E4?method=viewPage&issueId=907>

「中華人民共和國会社法」

http://www.gov.cn/flfg/2005-10/28/content_85478.htm

「中華人民共和國労働契約法」

http://www.molss.gov.cn/gb/news/2007-06/30/content_184630.htm

（里兆法律事務所が 2009 年 10 月 30 日付で作成）